

年頭のご挨拶

2024年の食品表示を巡る動きを振り返ると、食品の基準審査行政の消費者庁への移管（24年4月）、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する食品表示基準改正（24年8月）がありました。また、特定原材料に準ずる物質へのマカダミアナッツの追加及びまつたけの削除（24年3月通知）もありました。

2023年11月からは消費者庁による食品表示懇談会が開催され、2023年度の報告を受け、個別品目ごとの表示ルール見直し分科会（24年5月）、食品表示へのデジタルツール活用検討分科会（24年10月）が設置され検討が行われています。また、食品表示懇談会とは別に、分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会（23年11月）、食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会（24年5月）が設置され、それぞれ検討が進められています。個別品目ごとの表示ルールの見直しは継続中ですが、検討を終えた品目については食品表示基準改定に向けた手続きが進められています。

食品の生産・製造現場と販売される場所が遠く離れた現代社会では、食品の内容や取扱いについて生産者が直接消費者に説明することが難しくなりました。食品の表示は、食品を製造・販売する生産者や食品関連事業者から消費者に向けた重要なメッセージです。

消費者は表示を頼りに、食品を摂取する際の安全性の確保を図り、自主的かつ合理的な食品の選択を行っています。食品関連事業者は、常に食品表示に関する最新の制度に基づき、消費者が食品の内容を正しく理解できる表示の作成に務める義務があります。

食品表示に関する制度改正や取り組みが進む中で、消費者と事業者がより安心して食品を選び、取り扱うことができる社会の実現を願っております。

食品表示は、すべての人々にとって安全と信頼をつなぐ架け橋です。本年も皆さまとともに、食品表示を通じたより良い社会づくりを目指してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（令和7年1月14日）